

宇治市監査委員公表第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 2 年 5 月 1 日

宇治市監査委員  
森 真二  
松岡 ゆかり  
鳥居 進

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

## 第2 監査の対象

令和元年度総務部及び選挙管理委員会事務局の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

市有地貸付料収入状況（管財課）

市有零細財産売払収入収入状況（管財課）

庁舎使用料収入状況（管財課）

住民訴訟賠償金収入状況（契約課）

報償費支出状況（契約課）

委託料支出状況（総務課、IT推進課、管財課、契約課、選挙管理委員会事務局）

賃借料支出状況（IT推進課）

負担金支出状況（選挙管理委員会事務局）

補助金支出状況（総務課）

備品管理状況（総務課、IT推進課、管財課、契約課、選挙管理委員会事務局）

## 第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

## 第4 監査の主な実施内容

この監査は、総務部総務課、IT推進課、管財課、契約課及び選挙管理委員会事務局における事務事業のうち、主として平成31年4月1日から令和元年12月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

## 第5 監査の実施場所及び日程

令和2年2月3日から3月5日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務局において予備調査を実施するとともに、同年3月24日に監査委員事務局において監査委員監査を実施した。

## 第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

## 記

### 1 総務課

- (1) 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。
- (2) 補助金支出状況について  
適正に処理されていた。
- (3) 備品管理状況について  
適正に管理されていた。

### 2 I T推進課

- (1) 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。

なお、平成 28 年度の前回定期監査において、受託者が業務の一部を再委託する場合に承諾を行う時期について、業務の着手より前でなければならぬところ、業務の着手以後となっている事例が見受けられたと指摘した点については改善されていた。

- (2) 賃借料支出状況について  
適正に処理されていた。
- (3) 備品管理状況について  
適正に管理されていた。

### 3 管財課

- (1) 市有地貸付料収入状況について  
適正に処理されていた。
- (2) 市有零細財産売払収入収入状況について  
適正に処理されていた。
- (3) 庁舎使用料収入状況について  
適正に処理されていた。

なお、前回定期監査において、庁舎使用料徴収事務は私人に委託されているところ、受託者による収納金の納付が、契約書所定の納期限から遅延している事例が見受けられたと指摘した点については改善されていた。

- (4) 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。

なお、前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については改善されていた。

- (5) 備品管理状況について  
適正に管理されていた。

#### 4 契約課

- (1) 住民訴訟賠償金収入状況について  
債権回収の遅れが見受けられた。今後は、必要な手続及び事務処理を進められ、早急に債権回収されることを求める。
- (2) 報償費支出状況について  
適正に処理されていた。
- (3) 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。
- (4) 備品管理状況について  
適正に管理されていた。

#### 5 選挙管理委員会事務局

- (1) 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。
- (2) 負担金支出状況について  
適正に処理されていた。
- (3) 備品管理状況について  
適正に管理されていた。

### 第7 要望事項

- (1) 既存システムの保守管理に関する業務委託契約の多くが特命随意契約である状況が継続している。委託経費の適正化を図る観点からも、競争性や透明性を担保できるよう、個々の契約ごとに契約内容が適正であるか精査されたい。
- (2) 令和2年度の監査等計画では、事務の執行が法令等に適合して正確であるかはもとより、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置いて監査を実施することとしている。職員各位にあっては、現状に満足することなく、問題意識をもって事務事業を見直し、創意工夫によって業務の改善に努められたい。